

被扶養者状況調査実施のお知らせ



阪急阪神健康保険組合では、被扶養者状況調査を実施し、被扶養者(家族)として認定された方が、引き続き被扶養者要件を満たしているかどうかを確認いたします。

1. 調査趣旨

健康保険料を適正に使用し、健康保険組合の財政の安定化を図るため

※健康保険法の施行規則第 50 条および厚生労働省保険局長通知（保発第 1029004 号）に基づき、毎年実施するよう定められております。

2. 調査対象者

被扶養者全員

（※被扶養者認定年月日が平成 31 年 4 月 1 日以降の方は除く）

3. 調査方法

- ① 「健康保険被扶養者確認調書」に記入・捺印して下さい。
- ② 必要書類をそろえて下さい（裏面「提出書類一覧表」を見てご用意下さい）。
- ③ 同封の返信用封筒に入れ、切手を貼りポストへ投函して下さい。

※返信封筒には「被扶養者確認調書」と医療費助成に関する書類のほかは絶対に入れないで下さい。

4. 書類提出期限

令和元年 7 月 26 日（金）健康保険組合必着

※上記書類提出期限までに提出がない場合、被扶養者資格を確認できないため、

7 月 26 日付で被扶養者資格は喪失 となりますので、必ず期間内に提出して下さい。

（喪失となった場合、喪失日以降保険証は使用できません。万一、医療機関で使用された場合、後日健康保険組合が負担した医療費を返還していただくことになります。）

★★ 被扶養者状況調査 審査基準 ★★

・原則として前年の年間収入で判断します。

現在収入がある場合は、『直近の満 3 ヶ月分の収入額』、年金収入がある場合は、『直近の年金収入額』も審査対象になります。

・収入は年間 130 万円未満 かつ 月額 108,330 円未満であるか確認します。

ただし、60 歳以上の方および障がい者等の方については、年間収入 180 万円未満 かつ 月額 150,000 円未満になります。

★『提出書類』一覧表 ～読んでそろえて提出しよう！～

令和元年度版

対象者	提出書類	備 考
調査対象者 全 員	健康保険被扶養者 確認調書（原本）	同封した書類です。（一世帯あたり1枚） 必ず、調査対象者に状況を確認してから記入して下さい。
	令和元年度 所得証明書 （原本）	平成30年1月～12月分の収入が記載されています。 市区町村で発行されます。（発行手数料は、ご負担をお願いします。） ※学生の場合は学生証のコピーまたは在学証明書で代用可。 ◇前年の収入額（有無）および収入の種類を確認します。
	住民票 （原本）	・世帯全員記載、続柄記載ありで最新のものを提出下さい。 ※ <u>所得証明書や年金振込通知書で被扶養者の住所が確認できる場合は、提出不要です。</u> ◇被保険者との同別居を確認します。



対象者	提出書類	備 考
パート・アルバイト等の 給与収入がある方	<u>直近3ヶ月分の 給与明細 （コピー）</u>	<u>直近の給与明細（満3ヶ月分）</u> をフルネームと支給年月・総支給金額が はっきりわかるようにコピーして下さい。 ◇交通費を含めた総支給額が基準を超えていないか確認します。
年金を受給している方 （全ての年金について）	年金振込通知書 （両面コピー）	老齢・障害・遺族・企業・個人等、すべての年金について確認します。 直近の振込通知書を氏名・金額がわかるようにコピーして下さい。 ※万一紛失している場合は、給付元（年金事務所等）に再発行を依頼 する必要があります。 ◇直近の振込通知書により年額を確認します。
事業所得等がある方	確定申告書控え （コピー）	最新の確定申告書（収支内訳表含む）をコピーして下さい。 ※所得証明書に営業・不動産・配当・雑所得（年金以外）などの所得が ある場合は、提出が必要です。 ◇前年の収入額（原則必要経費を控除する前の金額）を確認します。
学校法人等の学生	在学証明書(原本) または 学生証(全面コピー)	在学証明書または学生証を提出する場合、所得証明書の提出は不要で す。学生証は氏名と学校名、有効期限がわかるようにコピーして下さい。 ※ <u>国公立大学法人、学校法人以外の学生の方は、所得証明書の提出 が必要です。</u>
被扶養者と別居 の場合	<u>直近3ヶ月分の 仕送り証明書 （コピー）</u>	ATMの控えまたは通帳を支払者、受取者、日付、仕送り額がわかるようにコ ピーしてください。※仕送り以外の項目は塗りつぶしていただいて構いません。 ◇毎月の送金によって扶養されている事実を確認します。

◎上記書類で収入状況が確認できなかった場合等、追加で書類の提出をお願いする場合があります。

◎ご提出いただいた書類は内容にかかわらず、返却いたしません。

★★ 注 意 事 項 ★★

- ・「所得証明書」は、調査対象者全員提出が必要です。（被保険者本人分は提出不要です。）
※学生の方の場合、「学生証のコピー」または「在学証明書」で代用できます。
- ・「調査対象者全員」以外の書類については、該当する場合は必ず提出して下さい。
- ・税申告をされていない場合、所得証明書に金額が記載されないことがあります。
金額の記載がないと収入額の確認ができないため、必ず市区町村の窓口で金額記載が必要なことを申し出て下さい。
※窓口で税申告が必要なケースがあります。詳細は市区町村の所得証明書ご担当課へお問い合わせ下さい。
- ・コピーで提出可能な書類については、コピーした内容に漏れがなく、鮮明にコピーできているものを提出して下さい。
※健保組合で内容が判読できない場合は、不備となり再提出が必要となります。
- ・万一書類不備の場合は、再度提出していただくこととなります。 ※郵送料は、全てご自身の負担となります。